

厚生委員会報告資料

令和7年8月20日

報告事項件名	頁
1 足立保健所窓口等運營業務委託の次期受託事業者選定に向けた公募型 プロポーザルの実施について・・・・・・・・・・	2
2 区内医療機関を対象とした看護師人材確保支援事業【案】について・・・・	4
3 アピアランスケア用品購入費用等助成事業の拡充【案】について・・・・	6

(衛 生 部)

厚生委員会報告資料

令和7年8月20日

件名	足立保健所窓口等運營業務委託の次期受託事業者選定に向けた公募型プロポーザルの実施について												
所管部課名	衛生部衛生管理課												
内容	足立保健所窓口等運營業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、以下のとおり報告する。 1 業務名 足立保健所窓口等運營業務委託 2 目的 (1) 公募型プロポーザルにより、民間事業者の視点を活かした提案を受け選定することで、サービスの質的向上や事務効率の改善に加え、人材確保、労務管理、人材育成などの区職員の業務の軽減を図る。 (2) 窓口等業務を委託することで、保健センター専門職がより丁寧かつ寄り添った質の高いサービスを提供できる体制を整える。 3 内容 東部保健センターを除く足立保健所、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センターの窓口における母子保健事業、予防接種事業、畜犬登録、医療費助成、自立支援医療、自立支援給付、成人保健事業、その他電話等対応 4 業務委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間） ※ 受託事業者が、現行の受託事業者から変更となった場合は、令和8年1月下旬から3月までを業務移管期間の予定とする。 5 選定委員会委員構成（予定） <table><tr><th>委員区分</th><th>人数</th><th>役職等</th></tr><tr><td>学識経験者</td><td>3名</td><td>弁護士、社会保険労務士、学識経験（保健衛生・医療等分野）</td></tr><tr><td>区民</td><td>1名</td><td>健康づくり推進員</td></tr><tr><td>区職員</td><td>3名</td><td>管理職等</td></tr></table>	委員区分	人数	役職等	学識経験者	3名	弁護士、社会保険労務士、学識経験（保健衛生・医療等分野）	区民	1名	健康づくり推進員	区職員	3名	管理職等
委員区分	人数	役職等											
学識経験者	3名	弁護士、社会保険労務士、学識経験（保健衛生・医療等分野）											
区民	1名	健康づくり推進員											
区職員	3名	管理職等											

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年8月下旬～9月上旬	第1回選定委員会（応募要件等の決定）
9月中旬	公募（提案募集要件、説明書等の配布）
10月中旬	第2回選定委員会（提案書提出者の選定）
11月下旬	第3回選定委員会（提案書の特定）
12月下旬～1月下旬	契約締結

7 参 考（窓口等業務の委託及び公募型プロポーザルの実施理由）

以下の理由により、窓口等業務を委託し、その受託事業者については民間事業者の視点を活かした提案を基に選定する。

（1）区民サービスの更なる向上

窓口受付業務に特化した委託をすることで、区民サービスの質的向上及び区民満足度の向上を図ることができる。

（2）区職員が直接実施する業務に集中可能

窓口受付業務の委託により、保健師による個別の相談対応業務など、区職員が直接実施しなければならない業務に専念することができ、きめ細かな対応が可能となる。

（3）民間事業者の視点を活かした業務体制

保健所の窓口業務では、様々な相談や問い合わせに対応する必要があり、柔軟かつ臨機応変な対応が求められるため、幅広く募集し、即時に活躍できる資質のある人材の採用は欠かせない。また、保健センター間では同じレベルのサービスの提供が必要となり、繁忙期やその保健センターの状況に応じて適切な人員配置が必要であることから、民間事業者の視点を活かした提案を基に受託者を選定する。

（4）コストメリットには表れない効果

窓口業務には、基本的な保健所業務の把握だけでなく、母子保健や自立支援医療をはじめ各事業の制度全般の理解が必須となる。これら幅広い対応が要求される保健所窓口業務を担わせることができる人材の採用や各種研修、OJTによる人材育成、労務管理等に係る区職員の業務の軽減につなげることができる。

厚生委員会報告資料

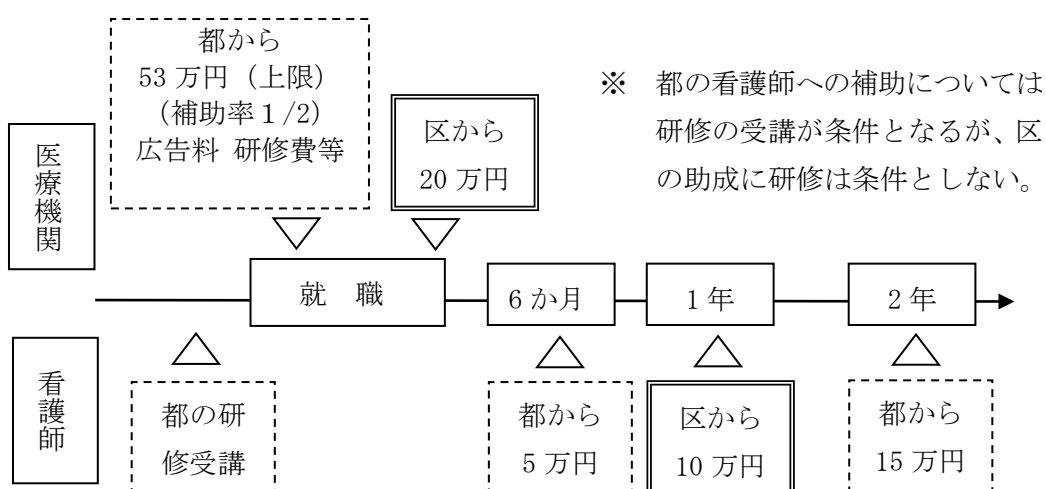
令和7年8月20日

件名	区内医療機関を対象とした看護師人材確保支援事業【案】について
所管部課名	衛生部衛生管理課
内容	潜在看護師（※）の再就職を支援し、区内医療機関で不足している看護師の確保及び定着を進めることで、医療機関の経営支援に寄与する。 ついては、以下の案を基に第3回定例会への補正予算計上を予定し、内容を精査していく。 ※ 潜在看護師とは、看護師免許を所有している人のうち、現在看護職として働いていない人 1 目的 （1）潜在看護師再就職を支援し、区内病院で不足している看護師の確保を図る。 （2）看護師を確保することで、医療機関の経営支援に寄与する。 （3）区内在住の人材を確保することで、医療機関への定着及び災害対応力の充実を図る。 2 概要 令和9年度までの3年間の時限で実施を予定し、申請状況等を見極めて次の対応を検討する。 （1）助成金額 ア 医療機関[人材確保支援] 採用時に受入準備金や研修費用等として、<u>20万円／人</u>を助成 ※ 医療機関に支払う イ 看護師[定着支援] 区内医療機関に就職して1年経過後、本人に奨励金<u>10万円</u>を助成（一人1回限り） ※ 看護師本人に支払う （2）対象 ア 医療機関（介護施設は対象外） 区内の病院、医院、クリニック、診療所 イ 看護師（以下の条件を全て満たす方） （ア）離職期間 離職1年以上経過 （イ）採用基準 1週間の所定労働時間が20時間以上 （ウ）区内在住者

(3) 病床数ごとの助成上限人数

区分	病床数	区内 医療機関数	1施設あたり 上限人数	助成 最大人数
A	200以上	8	5人まで	40人
B	100～199	22	4人まで	88人
C	50～99	24	3人まで	72人
D	20～49	4	2人まで	8人
E	0～19	417	1人まで	417人
合 計				625人

【助成イメージ図】 ※ 都の助成も合わせて助成可能とする。



3 周知方法

- (1) リスティング広告（検索エンジンでユーザーが検索したキーワードに連動して検索結果一覧の上部・下部に表示されるもの）
- (2) 10月頃に医療機関に対して、看護師人材確保支援事業について説明会を実施
- (3) ポスタを一作成し、区内施設、区内医療機関等に掲示
- (4) 区ホームページ、あだち広報、サイネージ、SNS等に掲載

4 今後の予定

区医師会役員や看護部長などのご意見を伺いながら、支援内容や条件などの詳細について更に精査していく。

厚生委員会報告資料

令和7年8月20日

件 名	アピアランスケア用品購入費用等助成事業の拡充【案】について																						
所管部課名	衛生部データヘルス推進課																						
内 容	令和7年第3回定例会の補正予算に計上を予定する「アピアランスケア用品購入費用等助成事業」の拡充【案】について、以下のとおり報告する。 1 現行方式との比較 <table> <tr> <th></th><th>現行</th><th>拡充【案】</th></tr> <tr> <td>(1) 対象者</td><td>がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除等により、アピアランスケア用品を必要とする者</td><td>がん等の治療や外傷に伴う脱毛や乳房の切除等により、アピアランスケア用品を必要とする者。</td></tr> <tr> <td>(2) 助成対象経費</td><td>① ウィッグ ② 胸部補整具</td><td>① ウィッグ ② 胸部補整具 ③ 胸部以外のエピテーゼ (補整用人工物。義眼等)</td></tr> <tr> <td>(3) 助成回数</td><td>① 生涯2回 ② 「ウィッグ」「胸部補整具」の区分制限あり (区分ごとに1回限りの申請)</td><td>① 生涯2回(特例措置あり) ② 「ウィッグ」「胸部補整具」の区分制限なし</td></tr> <tr> <td colspan="3">現行、拡充案とも、購入・レンタル・リース費用が対象</td></tr> <tr> <td>(4) 助成金額</td><td>30,000円を上限として費用の5割を助成</td><td>100,000円を上限として費用の10割を助成</td></tr> <tr> <td>(5) 必要書類</td><td>① 申請書 ② 診療明細書の写し等、がんの治療の受診を証明する書類 ③ 領収書等</td><td>① 申請書 ② 診療明細書の写し等、がん等の治療の受診を証明する書類(上記の証明書類がない場合は医師記載による意見書) ③ 領収書等</td></tr> </table>			現行	拡充【案】	(1) 対象者	がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除等により、アピアランスケア用品を必要とする者	がん等の治療や外傷に伴う脱毛や乳房の切除等により、アピアランスケア用品を必要とする者。	(2) 助成対象経費	① ウィッグ ② 胸部補整具	① ウィッグ ② 胸部補整具 ③ 胸部以外のエピテーゼ (補整用人工物。義眼等)	(3) 助成回数	① 生涯2回 ② 「ウィッグ」「胸部補整具」の区分制限あり (区分ごとに1回限りの申請)	① 生涯2回(特例措置あり) ② 「ウィッグ」「胸部補整具」の区分制限なし	現行、拡充案とも、購入・レンタル・リース費用が対象			(4) 助成金額	30,000円を上限として費用の5割を助成	100,000円を上限として費用の10割を助成	(5) 必要書類	① 申請書 ② 診療明細書の写し等、がんの治療の受診を証明する書類 ③ 領収書等	① 申請書 ② 診療明細書の写し等、がん等の治療の受診を証明する書類(上記の証明書類がない場合は医師記載による意見書) ③ 領収書等
	現行	拡充【案】																					
(1) 対象者	がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除等により、アピアランスケア用品を必要とする者	がん等の治療や外傷に伴う脱毛や乳房の切除等により、アピアランスケア用品を必要とする者。																					
(2) 助成対象経費	① ウィッグ ② 胸部補整具	① ウィッグ ② 胸部補整具 ③ 胸部以外のエピテーゼ (補整用人工物。義眼等)																					
(3) 助成回数	① 生涯2回 ② 「ウィッグ」「胸部補整具」の区分制限あり (区分ごとに1回限りの申請)	① 生涯2回(特例措置あり) ② 「ウィッグ」「胸部補整具」の区分制限なし																					
現行、拡充案とも、購入・レンタル・リース費用が対象																							
(4) 助成金額	30,000円を上限として費用の5割を助成	100,000円を上限として費用の10割を助成																					
(5) 必要書類	① 申請書 ② 診療明細書の写し等、がんの治療の受診を証明する書類 ③ 領収書等	① 申請書 ② 診療明細書の写し等、がん等の治療の受診を証明する書類(上記の証明書類がない場合は医師記載による意見書) ③ 領収書等																					

2 特例措置

すでに区助成を受けた方が不公平感を抱くことのないよう、以下の特例を設ける。

状況	制度拡充後の対応														
(1) 令和7年3月31日までに、助成金の申請歴が2回に達している場合 上記の該当者15名 (令和7年7月時点)	【区独自施策】 追加で1回（助成対象経費の10割、上限100,000円）の申請を認める。 <table><tr><th rowspan="2">R5.4.1（制度開始日）から R7.3.31までの助成金申請歴</th><th colspan="2">R7.4.1以降の 申請可能回数</th></tr><tr><th>現行</th><th>拡充後</th></tr><tr><td>0回</td><td colspan="2">2回</td></tr><tr><td>1回</td><td colspan="2">1回</td></tr><tr><td>2回</td><td>0回</td><td>1回</td></tr></table>	R5.4.1（制度開始日）から R7.3.31までの助成金申請歴	R7.4.1以降の 申請可能回数		現行	拡充後	0回	2回		1回	1回		2回	0回	1回
R5.4.1（制度開始日）から R7.3.31までの助成金申請歴	R7.4.1以降の 申請可能回数														
	現行	拡充後													
0回	2回														
1回	1回														
2回	0回	1回													
(2) 令和7年4月1日から拡充制度への移行までの間に申請（当初申請）を行い、助成を受けた場合	ア 本来受け取れる額（助成対象経費の10割、上限100,000円）まで追加助成することができる。 イ 当初申請時には含めていなかった経費も追加助成の対象とすることができる。 ※ ①②とも、区への申出期限は令和8年3月31日までを予定する。														

3 拡充制度への移行年月日

令和7年10月1日からを予定する。

（改正要綱の施行年月日は令和7年4月1日とする。）

4 特別区内のアピアランスケア用品購入費用助成事業実施状況 (令和7年7月1日時点)

① 対象者

(1) がん患者以外も含む	港、渋谷、大田、江戸川 板橋（良性腫瘍のみ含む）
(2) がん患者のみ	足立ほか17区

② 助成上限金額および申請回数

10 割 助 成	(1) 100,000 円 (※) ×2 回	新宿
	※頭頸部のエピテーゼに限り、上限 200,000 円 (1 点のみ、合算不可)	
	(2) 100,000 円 ×2 回	千代田、中央、港、文京、台東、 目黒、大田、世田谷、渋谷、北、 板橋、葛飾、江戸川
	(3) 100,000 円 (2 回合計)	練馬
	(4) 70,000 円 (2 回合計※)	豊島 (ウィッグ 5 万円、胸部補 整具 2 万円)
	(5) 30,000 円 ×2 回	中野
	(6) 30,000 円 (2 回合計)	荒川
	(7) 30,000 円 ×1 回	墨田、江東、品川、杉並
5 割 助 成	(1) 30,000 円 ×2 回 (※)	足立 (「ウィッグ」「胸部補整具」 の区分ごとに 1 回限り)